別記第二十六号様式中「㊞」を削り、備考を削る。

別記第二十七号様式中「㊞」を削り、備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記第二十八号様式中「㊞」を削る。

別記第二十九号様式中「㊞」を削り、備考を削る。

別記第三十号様式中「㊞」を削り、備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記第三十一号様式中「㊞」を削り、備考４を削る。

別記第三十二号様式中「㊞」を削る。

別記第三十三号様式から別記第三十五号様式までの様式中「㊞」を削り、備考を削る。

別記第三十六号様式中「㊞」を削り、備考２を備考とする。

（牧野法施行規則の一部改正）

**第十条**　牧野法施行規則（昭和二十五年農林省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「印」を削り、備考を削る。

（漁船法施行規則の一部改正）

**第十一条**　漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （検認の手続） | （検認の手続） |
| **第十一条の二**　（略） | **第十一条の二**　（略） |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| ４　都道府県知事は、法第十三条の規定により登録をした漁船及び登録票について検認をしたときは、当該登録票に検認の年月日を記載しなければならない。 | ４　都道府県知事は、法第十三条の規定により登録をした漁船及び登録票について検認をしたときは、当該登録票に別記様式第十号の二による検認証印を押さなければならない。 |
| （指定検認機関の業務規程の記載事項） | （指定検認機関の業務規程の記載事項） |
| **第四十一条**　法第四十七条において準用する法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 | **第四十一条**　法第四十七条において準用する法第三十七条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 |
| 一～四　（略） | 一～四　（略） |
| （削る） | 五　検認証印の押印に関する事項 |
| 五～八　（略） | 六～九　（略） |

別記様式第一号から別記様式第三号まで及び別記様式第五号中「㊞」を削る。

別記様式第五号の二中「印」及び「（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）」を削る。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「㊞」を削る。